

庄原警察署 ☎0824-72-0110

自転車を利用される人へ

4月1日から、自転車の交通違反に対し、反則通告制度（青切符）が適用されることとなりました。

■反則通告制度（青切符）とは？

道路交通法違反のうち、信号無視や指定場所一時不停止など比較的軽微であり、警察官が現認可能で典型的な違反を対象に、違反者が反則金を納めれば刑事罰を科さない制度です。

酒気帯び運転や酒酔い運転、あおりによる妨害運転などの悪質な違反は、従来通り、刑事罰の対象となる交通切符（赤切符）で対応します。

また、反則通告制度は16歳以上の人を対象としています。



▲自転車ルールブック

ここが気になる！Q&A

**Q** 自転車の全ての交通違反が検挙されるのですか？

**A** 現状では、警察官が認知した際、警告に従わない場合や、歩行者や他の車両に危険を及ぼした場合など、悪質・危険な違反に対して検挙を行います。それ以外の違反については、現場で指導警告を行い、これは、青切符の導入後も変わりません。

**Q** 検挙された場合、運転免許停止などの処分がありますか？

**A** 運転免許を有している人が自転車でも、運転免許の点数が付されることはありません。しかし、その違反が酒気帯び運転やひき逃げなど、特に悪質・危険な交通違反の場合、点数に関係なく運転免許の効力が停止されることがあります。

「第3期庄原市長期総合計画」の策定は最終段階へ  
～パブリックコメントの実施と審議会からの答申～

企画課企画調整係 ☎0824-73-1128

本市では、令和8年度からの10年間を見据えた「第3期庄原市長期総合計画」の策定を進めています。12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、2月には長期総合計画審議会からの答申が行われるなど、策定は最終段階を迎えています。

パブリックコメントの実施結果

市民の皆さんから寄せられた意見を計画に反映するため、12月25日から1月23日までパブリックコメントを実施しました。

期間中、12人の方から52件の意見をいただき、「人口減少への具体的な対策」や「市民に対するDX・AI技術の教育・普及・啓発」「教育を軸とした魅力的な地域づくり」「目標指標に関する考え方」など、さまざまな意見や提案をいただきました。

いただいた意見に対しては、市の考え方を整理し、一部は計画案に反映しました。パブリックコメントの結果（意見の概要および市の考え方）は、市ホームページで公開していますので、ぜひご覧ください。

審議会から市長への答申

2月2日に長期総合計画審議会の上水流通久彦会長から八谷恭介市長に対して、審議会の審議結果として、基本構想（案）・基本計画（案）の答申が行われました。



▲上水流通会長(右)から八谷市長へ答申

令和6年12月の諮問から約1年1カ月をかけて、将来像や施策の方向性などについて、審議会でも幅広い視点から議論を重ねてきました。上水流通会長からは「将来像の趣旨を広く市民に周知し、みんなで共有するとともに、取り組みの成果と課題を継続的に検証・評価し、改善につなげるプロセスを確立すること」で、より一層、庄原市が発展し続けるまちとなることを心より期待いたします」との激励がありました。今後は、市議会の議決を経て、本計画が策定され、その後、令和8年度より10年間の新たな計画に基づくまちづくりがスタートします。



詳しい情報は市ホームページなどでお知らせします。

令和8年度障害者外出支援券の交付が始まります  
～受け付けは3月25日(水)から～



社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210

市は、障害のある人の社会参加を促進するため、要件に該当する人に障害者外出支援券を交付しています。障害者外出支援券は、「福祉タクシー券」と「自動車燃料助成券」のどちらかを選ぶことができます。障害者外出支援券は、4月1日(水)から使用できます。※交付を受けた後、年度途中の変更はできません。※庄原市高齢者外出支援券との重複申請はできません。

福祉タクシー券

交付対象者 市内に住所を有し、次の①～③のいずれかの手帳を持っている人

- ①身体障害者手帳1級～4級
- ②療育手帳A・A・B
- ③精神障害者保健福祉手帳1級・2級

支給額 年間2万1600円

自動車燃料助成券

交付対象者 福祉タクシー券の交付対象者を満たす人で、自動車運転免許証を所持していない人

③申し込み受け付け後、次の日程でプレミアムポイントを付与します。

申し込みされた期間
～3月10日
3月11日～3月24日
3月25日～4月10日
4月11日～4月24日
4月25日～5月15日

プレミアムポイント付与日
3月16日(月)
3月31日(火)
4月16日(木)
4月30日(木)
5月29日(金)

問い合わせ

コールセンター ☎0120・96・3146 受付時間 8時30分～20時

受け付け先

- ・加盟店
- ・庄原商工会議所
- ・備北商工会（西城本所のみ）
- ・東城町商工会
- ・商工観光課・各支所



▲詳しくはこちら

商工観光課商工振興係 ☎0824-73-1178

「なみか・ほろか」カードへ  
1万円分のプレミアムポイントを付与します

本市では、物価高騰が市民生活などに影響を及ぼしているため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民の皆さんに1万円分のプレミアムポイントを付与する事業を実施します。

対象者

市民（2月1日時点で庄原市に住民票がある人）

付与ポイント

市民1人当たり 1万円分

プレミアムポイント申込券の発送

2月下旬から順次発送

申し込み受け付け期限

5月15日(金)まで

ポイント有効期限

6月30日(火)まで

申し込み方法

①ポイント申込券と「なみか・ほろか」カードをご準備ください。  
②下記受け付け先に、ポイント申込券と「なみか・ほろか」カードを持参し、受け付けを行ってください。

かつ、次の①～③のいずれかに該当する人

- ①「自動車運転免許を所持し、かつ、自家用車を所有する同居者」がいる人
- ②本人名義の自家用車を所有する人、または自動車運転免許を所持しない同居者名義の自家用車に乗車する人
- ③市内の障害者や高齢者などの施設に入所（住所設定）し、入所前の世帯に「自動車運転免許を所持し、かつ、自家用車を所有する人」がいる人

※交付対象者①・②中の「同居者」は、住民基本台帳で同一世帯の人のことです。

支給額 年間1万4400円

申請に必要な書類

- ・手帳
- ・車検証の写し（自動車燃料助成券を希望する人で、交付対象者②に該当する人のみ）

申請手続き・問い合わせ

社会福祉課障害者福祉係 ☎0824・73・1210 または各支所地域振興室